

報告 第 391 回研究例会 『塩見昇の学校図書館論 インタビューと論考』を刊行して

2023 年 11 月 11 日（土）13：30～16：30

於：大阪府立労働センター（エル・おおさか）5F 視聴覚室

主催：日本図書館研究会学校図書館史研究グループ

出席者：71 名

プログラム ……………

司会 飯田寿美

1.はじめに

高木享子

2.報告 第Ⅱ部「論考・塩見昇の学校図書館論」を執筆して

第 1 章 塩見昇の学校図書館論を考える 永井悦重

第 2 章 学校図書館活動論を担当して 鈴木啓子・山口真也

第 3 章 学校図書館職員論を担当して 二宮博行

第 4 章 いま、改めて思う－立場をこえて共有していきたい塩見の視点 梅本 恵

3.講演 学校図書館とのおつきあい 50 年

—『塩見昇の学校図書館論』上梓にあたって思うこと— 塩見 昇

4.参加者との意見交換

5.おわりに

土居陽子

……………

<概要>

1.はじめに（高木享子）

今年 5 月に『塩見昇の学校図書館論 インタビューと論考』を上梓した。この本は 2018 年から 22 年にかけて塩見氏へインタビューしたものを整理して第Ⅰ部に収めており、これがこの本のメインとなるものである。

インタビューでは氏の子ども時代から大阪教育大学の教員時代までを時系列にお聞きした。そのほか、氏の論の特徴を探るうえで欠かせないものとして、「学校図書館職員問題」と「学校図書館と図書館の自由」については独立したテーマとしてお聞きした。そして第Ⅱ部には、インタビューで語られたことなども含めて、私たち研究グループが考察した氏の学校図書館論の特徴を収めた。

第Ⅰ部では氏の図書館観、教育観、そして学校図書館観がにじみでている語りが随所で読み取れる。その中から、1つ紹介する。氏は 1971 年 4 月に大阪市立図書館を退職して大阪教育大学の教員になられたが、学生に学校図書館の講義をすることになった時のことを次のように語っておられる。「誰かが書いたテキストを棒読みするだけなら時間は潰せるけれども、話す方がそのことに興味や確信がなければ、そんな話を聞いても学生が興味を持つはずがない、そう思ってしまうと授業ができない。だから自分の学校図書館論を持ちたい。それを突き詰めていくと、何のために学校に図書館が必要なのか、学校図書館は何をすることか、それによって学校がどう変わっていくのか。とにかく、自分の学校図書館論を持ちたいというのが私の模索の最初です。」（本書 p.163）

学校図書館とは何か、学校図書館の基盤となるものをどこに見出すかということ、自身の研究課題とされた。そして、この視点は氏の中で今日に至るまで全くブレていないとこの本が完成した今、改めて実感している。

私たち研究グループのメンバーは、かつて学校司書の仕事に携わっていた者、学校図書館研究をしている者、市民の立場から学校図書館に期待を寄せて運動している者など立場の違いはあるものの、それぞれが氏から学校図書館理論を学んできた。氏にインタビューをお願いした当初は、もっと話を聞きたいという思いが強かったのだが、話を伺ううちに、「なぜ学校の中に図書館が必要なのか」と自らに問い、教育と学校図書館との関係性を追究している氏の論は今の時代だからこそ、学校図書館関係者は勿論のこと、研究者、教育関係者、図書館関係者、市民の方々など多くの人に知っていただきたい、世に広めたいという思いが強くなり、日図研の後押しもいただいて刊行に至った。この研究例会を機会に、この本への興味関心が広がることを願っている。

2.報告 第二部「論考・塩見昇の学校図書館論」を執筆して

(1) 第1章 塩見昇の学校図書館論を考える（永井悦重）

塩見氏の学校図書館論の特徴を総論的視点から考察したが、その中から特に「おとせない」と思われる事柄3点について述べる。

なぜ、近代の学校教育と学校図書館（論考1章2-1）に多くのページを割いたのか

塩見氏は「学校図書館とは何か、なぜ学校に図書館が必要か」という基本的な課題に立ち向かい、近代教育史の中に学校図書館存立の基盤を見出して明らかにし、『日本学校図書館史』（図書館学体系5、全国SLA、1986）を生み出した。

一般的に学校図書館は戦後できたものとされる風潮があるが、氏は戦前の特に児童を主体とした大正自由教育に着目し、教室に教科書以外の本を持ちこむことによって教育がどう変わったか、教師がどのような教育を目指した時に図書館を必要としたかなど、学校図書館のある意味を追究した。氏の学校図書館論は平面的ではなく、当時の政府が進めた学校教育とそれに立ち向かう教師の自主的な教育運動とを構造的に捉えながら、学校図書館の歴史を明らかにしたことが大きな点である。明治・大正時代の話ではなく今の教育にもつながりが深いものだと思うので、総合的に捉えて考えて行く必要がある。『日本学校図書館史』を是非読んで欲しい。

塩見昇と堀尾輝久の教育の自由

教育学者堀尾輝久*と塩見氏の著作を読むと、重なり合う点があることが分かる。図書館関係者はややもすると「図書館の自由」を強調するあまり「教育の自由」にはなかなか目が向かないところがありがちだが、塩見氏は教育の自由と結びつけて図書館の自由を語ることを初めて本格的にされた方である。塩見氏は堀尾の唱える「教育の自由」と重なり、子どもの学習権と教師の教育の自由を統一的にとらえたことと、学校図書館は教育・研究の自由を保障する機関であると述べている。「教育を変える学校図書館」というが、教育をどう変えるかが問われる。塩見氏には大阪市立図書館員としての経験が活かされていて、学校の中にある図書館の捉え方は独自のものである。

教師だけではなく、司書などいろいろな人の力が合わさった校内民主主義の確立が不可欠だと思うし、そういう意味のことを氏も著書の中で述べている。学習指導要領を全面的に否定するものでもないが、学習指導要領に準拠した教育観が語られることが多いように思われ気になる。学習指導要領に図書館のことが書かれているから OK ではなく、もっと掘り下げて考えてみる必要があるのではないかと。

*堀尾輝久に対する論考については本書 p.429 参照のこと。

林屋辰三郎の『町衆』*と市民

塩見氏が生まれ育った京都という町の歴史と風土、特に「町衆」による自治に着目し、（学校）図書館づくりに関わっている市民に対する氏の関わり方、考えを考察した。氏が市民の（学校）図書館づくりに関わっていることと無縁ではないのではないかと考えた。

「市民」をどう捉えるかについては林屋辰三郎の『町衆』を参考にした。林屋は市民の形成史の中での町衆という捉え方をし、市民とは何かということについても合わせて述べている。また、「京都は、町組によって自治された」と書いている。インタビューでは、GHQ から中止命令がだされたが親たち（町衆の末裔である市民）が奮闘して実現させた塩見の乾小学校時代の修学旅行についてのエピソードが語られている。（本書 p.20）。そういうことが京都の伝統としてある。現在市民が（学校）図書館づくりに関わり大きな役割を果たしていることと無縁ではないのではないか。

*林屋辰三郎『町衆』（中公新書、中央公論社、1964）に対する論考については本書 p.437 参照のこと。

おわりに

塩見氏は根源的に図書館や教育を突き詰めて考える、教育や図書館の多様性を常に重視し大事にしていることが大きな特徴である。

教育は今変わろうとしているなどの潮流もある。本書（p.430）で石井英真『今求められる学力と学びとは』（日本標準ブックレット、日本標準、2015）を紹介しているが、その中で子どもたちの活動や思考のプロセスが本物に見えるものになっているかを問題にする視点が重要だと言っている。かつては分かる授業と言えば、学校図書館でも「“分かった”を支える」とか「発見するような図書館サービスを」とか言ってきた。決して間違いではないが、それを一歩進めて、「学ぶことで新たな問いやさらにわからないことを追究したいとの、もやもやするけれども楽しい授業への道を追究していかねばならない」と石井は述べている。私も同感で、そのことに学校図書館が大きな役割を果たすのではないかと思う。

（2）第 2 章学校図書館活動論を担当して

①学校のなかの図書館（鈴木啓子）

インタビューを行って思ったこと

塩見氏が教育と学校図書館を考えた背景には、大学で教育学を学んだことと公共図書館の司書の経験があったことがインタビューからもわかった。「産婆術」（教える教えられる関係よりも、むしろ子どもの持っている可能性に手を差し伸べて、うまく育てていくように手助けする考え方。教育の基本）、と「寛容の心」（いい本を読ませるよりもそういうものに気づいてもらい見てもらう、そこから何を見出すかは本人次第という考え方。「図書館の自由」に通じる）という 2 つのエピソードに感銘を受けた。氏の学校図書館論を考えるベースにあるものと納得し、是非伝えたいと思った。

また氏の著書や講演は何度も読み聞いてきたが、インタビューを通して学校図書館のはたらきや教育力の提起に至った経緯をたどったことはとても意義があった。学校図書館論をより深く理解することができた。そのことを知ってもらいたいと思いつながらまとめた。

「学校のなかの図書館」を執筆して—論の視点から

氏の考える学校の中の図書館には、重要な論の視点がたくさんあった。主なものを 3 つ挙げる。

1) 学校図書館の役割を明らかにした

学校図書館を教育力を持った機関としてとらえ、学校図書館の役割を明らかにしたこと。その上で役割を担う人は専門の職員である学校司書が不可欠であることに言及した。

学校司書は単なる人ではなく、力量を備えた人でなければならないとした。氏は「人」のことを抜きにして理論を立てると空論になってしまうと述べている（本書 p.163）。

2) 学校図書館も「図書館」であるとした

学校の中にある図書室ではなく、図書館組織の 1 つとしての学校図書館があるとしたこと。従って図書館活動としてのサービス機関としてのはたらきが重要で、資料提供・情報提供が基盤にある。それだけではなく、図書館教育とお互いに補強しあう関係にあり、そこではじめてはたらきが生まれるとした。

3) 教育改革への課題提起を行った

氏は1970年代から教育改革に関与する学校図書館の可能性を考えて研究してきた。インタビューの中で「教師自身により図書館体験ができるような場面をどうつづけていくかということが大事で、学校改革と教育改革と図書館の関係の起点はそこであった」と述べているように、教育改革を担う教師の意識改革が重要であるとした。氏は教育改革への課題提起として、学校図書館のはたらきが教育を変える要件を考え、「学校図書館の教育力」を提起した。氏の教育を変える学校図書館のはたらきには、教師の教育の自由と児童生徒の学習権の保障という教育の基本である教育観が一貫しており、他の研究者と一線を画している。

氏の理論と実践における実証の乏しさ

『教育を変える学校図書館』はなお道半ば、と言わざるを得ないだろう」と本書(p.542)で述べている。執筆の中で氏の理論と関連した実践事例(公立学校の正規、常勤学校司書がいる学校図書館の事例)をいくつか挙げた。しかし、非常勤が多い学校司書*では実践における実証が難しいのが現状である。今年の学校図書館問題研究会関西大会の分科会で、参加者に学校図書館との協働で困っていることについてアンケートを行った。結果はコミュニケーションの時間がとれないというのが一番多く、学校の現状にも課題がある。

今、学校にどうして学校図書館が必要なのか、学校の中に図書館の機能があることでいかに学校教育が充実したものになりえるのかを考える必要があるのではないかと。

*2020(令和2)年度「学校図書館の現状に関する調査」(文科省)によると、学校司書の配置は約62%、うち非常勤は約85%。

②知的自由に裏打ちされた「図書館活動」と「図書館教育」(山口真也)

インタビューと論考を通して明らかにしたかったこと

これまでの氏の論文や講演録を読んでいくと、学校図書館においても知的自由の実践は重要であるという理論がかなり早い時期から示されていることがわかる。一方、学校図書館と知的自由または図書館の自由の関係性については、資料が及ぼす子どもへの悪影響や読書指導・生活指導などの教育指導上の必要性から困難であるという指摘もあるなど、否定的にとらえる立場がある。氏自身も自由宣言の改訂作業に関わった際に「実践と研究に待つ」と書いておられる。

ただ氏の視点が他の研究者と大きく異なるところは、私の捉え方だが、その関心が学校図書館に本当に図書館の自由が妥当するののかということではなく、「図書館の自由」を学校図書館へどのように妥当させることができるのか、という点にあったことだと思う。こうした問題意識のもとで2つの点を明らかにしたいと思った。1つは、氏はなぜ学校図書館への図書館の自由の妥当性について揺るぎない考えをもっていたのか。2つ目は、様々な図書館の自由に関する出来事が宣言改訂後に起こるが、実践の積み重ねがあった現在、氏自身は「図書館の自由」を学校図書館へどのように妥当させることができるのか考えておられるのか。

インタビューと論考を通してわかったこと

1) 知的自由または図書館の自由というものを、きわめて教育的な概念としてとらえていたのではないかと。(本書 p.460-465)

図書館の自由について、徹底的な資料提供・情報提供をベースとしている点はその研究者も共通しているところだと思うが、氏はより広い概念としてとらえているのではないかとと思う。

例えば、利用者の潜在的な要求を引き出し、広い世界に誘うような蔵書の構築であったり、楽しい本との出会いや、図書館に親しみをもってもらえるようなサービス、さらに生涯にわたって日常的に利用者が知識を発見する喜びを体験できるような場としてのイメージ。学校図書館のサービス対象は教師も含まれるので、教師たちの創意に富んだ授業の展開

を支える蔵書やサービス。こういった広い概念が図書館の自由の中に含まれていると解釈している。

これらを学校図書館の知的自由の実践ととらえると、そのことが教育そのものを豊かにすることは間違いない。つまり、学校図書館での知的自由の実践は学校教育そのものを支える営みであり、こうした認識こそが「学校図書館に図書館の自由は妥当する」というゆるぎない考えに繋がっていくのだと思う。

2) 図書館の自由を学校図書館に妥当させることは十分可能であり、学校の中の図書館だからこそ実現できるのではないか。(本書 p.465-468)

学校図書館では、保護者や教員からの批判、または子どもたちへの悪影響を恐れて、良質とは言えそうにない資料について収集を控えることがあると言われている。例えば、『完全自殺マニュアル』（鶴見済、太田出版、1994）のような資料の存在が、図書館の自由は学校図書館には妥当しないと考える根拠として挙げられることがある。しかし、氏はそうした資料をただ収集しないということが本当の意味で教育的であると言えるのか、という問題意識をもっている。収集しなくてもネットから情報を得ることもできるし、人に借りることもできる。悪影響が心配だとしても、利用者との距離が近い学校図書館では、積極的に図書館担当者が資料の問題点を考える機会を子どもたちと共有しながら提供する方法もある。この2つの考え方を比べてみると、提供する、しないのどちらが教育的なのかは一目瞭然。『完全自殺マニュアル』は公共図書館でさえも収集提供したところは少ないのではないか。しかし、学校図書館のはたらきを活かせば、それができるかもしれない。図書館の自由は学校図書館だから妥当しないとされるが、むしろ資料の問題に関しては学校図書館から妥当すると言えるのではないか。

貸出記録の情報はプライバシーと考えられていて、本人以外には提供しないことになっているが、学校図書館においては教師の間ではプライバシーは守られなくてもよいと考えられてきた経緯もある。しかし、氏はこの問題に関しても公共図書館での勤務経験などを背景として、かなり早い時期（1970年代前半ごろ）からこうした学校文化に違和感を持ち、後に2つの立場を乗り越えていくような解決策を提示している。それが読書記録と貸出記録を切り分けて、子どもが自らの意思で読書記録を教師に提供する、そのことを通して良い指導を行っていくという方法である。氏は、こうしたあり方は子どもたちの自由な学びを保障し、教育を本来のあり方へと変えていく原動力になると述べている。

インタビューと論考の執筆を終えて—伝えたいこと・今後の課題など

本書には、学校図書館における知的自由の実践に対して寄せられる様々な疑問への回答が示されており、学校図書館のあるべき姿を考えるための「道しるべ」として活用してほしい。

論考の執筆にあたっては、他の研究者には見られない塩見氏の学校図書館への独特なまなざしがどのように成立したのかを解明することも目指したが、インタビューからは十分な考察ができなかった。本書の第I部にはその答えがまだまだ隠されているようにも思われ、今後も考察を続けていきたい。読者もそうした視点でインタビュー部分を読んでいただければ、別の面白い読み方ができるのではないかと考えている。

(3) 「第3章 学校図書館職員論を担当して」(二宮博行)

学校図書館と学校図書館法(学図法)についての私の問題意識

35年間兵庫県の公立高校の学校司書として働いた。法的には司書教諭しか学図法にはでてこない。幽霊職員のようなが実は正規の職員の学校司書だった。実際の職名は実習助手で、どうしても教諭の補佐的存在として見られることが多い。正規職員でも一人職種一人職場なので、専門性を身に付けて校内で理解を得ることができるよう力量をつけることしかなかった。管理職から理科との兼務や図書部の廃止を提案された時に阻止できたのも、こうした取り組みがあっ

たから。

専門性を守ることも専門職の仕事の一部だと理解している。職名が違うことに関してもいろんな軋轢があった。実習助手の給与は、人がその仕事を生涯続けられる給料体系ではない。そこで、組合による人事院との交渉や各県レベルの賃金交渉によって給与の改善がなされてきたが、こうした人事院が決定する給料体系にも矛盾を感じていた*。

*実習助手・寮母(教育職 1 級)の給料表は、教諭(教育職 2 級)と比べて、極端に低く抑えられている。特に 40 歳頃からの昇給率が低い。公務員の給与改定は、国の人事院の勧告に従って、地方公務員の給与もそれに準拠している。国の教育職 1 級の給料表が一向に改善されないのは、国家公務員の実習助手が少ない(私が現職の頃には全国で 30 名ほどであった)ことが関係している。それゆえ、各都道府県単位の労使交渉で、教諭給与の任用替えなどの改善が実施された。

なぜ養護教諭のように専任の司書教諭が実現しないのか、専門・専任・正規の学校司書の法制化は不可能なのかなど、学校図書館職員の問題には一言では語れない課題が長い歴史の中で蓄積している*のを、学校図書館の現場で痛感した 35 年であった。

*学校図書館職員問題の歴史的流れについては本書第 II 部第 3 章「2.学図法改正運動とプロジェクトチーム」(p.477-491) 参照のこと。

学校図書館職員論をまとめながら考えたこと、わかったこと

塩見氏は学校図書館の専門職員の必要性を最初から説いていた研究者。教師が行う図書館教育と司書が行う図書館活動の必要性を説いてる。これは大阪市立図書館時代に培った司書の専門性の追求と利用者との交流を通して、「学校図書館も図書館である」という思いを強くしたと思う。「図書館でなければ何なのだ」と語っておられた。

また、氏は資料提供というサービス(=図書館活動)抜きには、図書館教育は成立しないことに強く注目している。教育の専門家である教諭と、図書館の専門家である学校司書の協働が学校教育を変革させるという視点で論じている。

他の研究者にはない、塩見氏の独自の視点と行動

2016 年の論文「学校図書館専門職員制度下の課題」(『図書館界』66(6)、2016.3、p.382-390)では、司書教諭を学校図書館の実務から解放し、司書教諭に強く期待されるのは学校図書館を図書館教育全般で活用する状況をどうつくりだすかという運営・経営的な側面にシフトすることだと言っておられる。学校司書を新たな教育専門職として支え育む役割を期待するともある。

氏のこの提言は、司書教諭が学校図書館の仕事ができる環境にないという現実を反映したものであり、あて職の司書教諭には元からできる範囲が限られているというのが証明されたもの。氏がいう「学校図書館も図書館である」という意味は、単に形や機能が同じということではなく、規模が小さくとも図書館ネットワークの中にあり、広く大きな文献的宇宙につながっている図書館の仕組みと考えたからだろう。

氏は多くの研究者が陥っていた「司書教諭のみが学校図書館の専門職」という呪縛を破り、教諭と学校司書の仕事の違いを図書館教育と図書館活動として明確にした。

また、氏は学校図書館研究と同時に全国の学校司書、教諭、文庫関係者、市民など幅広い人たちと交流し、学習会を通して学校図書館づくり運動を理論的に支えた。

「専門・専任・正規」職員の学校司書が果たすべき役割

幅広く学校図書館に関する学習と実践を深め、なぜ専門性が必要なのか、専任でなければならないのか、正規職員でこそできることを示し、非正規職員を仲間として支え励ますことが挙げられる。

私たちが願うこと

私たちが塩見氏から学んだことを学校図書館関係者に伝え・広げ・理解を深めること。また、この本をこれからの学校図書館史研究の素材として生かしてほしい。学校図書館の研究者にこそ、この本をベースにさらに研究を深めてもらいたい。

(4)「第4章 いま、改めて思うー立場をこえて共有していきたい塩見の視点」(梅本恵)

学校図書館づくり運動に関わる市民の願い

第4章では市民の学校図書館づくり運動を子どもの育ちや学び、学校教育の充実につながるものとした塩見氏の論の特徴について考察した。ここでは様々な立場のみなさんと共有していきたいと私が考える塩見氏の視点について取り上げる。

学校図書館は公共図書館と違って自由に入ることが出来ないため、実態を知る機会がなかなかない。また、学校図書館職員問題はとかくややこしいと捉えられがちで、この運動が広がることが大変難しい面がある。しかし80年代後半から始まった市民の学校図書館づくり運動は、困難さを抱えながらも今も続いている。学習会をしたり、記録集を作成したり、互いに地域を越えて繋がり、現場の実践から学んだり、意見交流を続けてきた。

氏の講演や論文から学んだ市民の会は少なくない。例えば私の場合は、氏の「図書館活動」と「図書館教育」という捉え方(本書p.414 有志主催の塩見ゼミ)が、これまで私が運動を続けている原動力になっている。この考え方を知ったのは30年以上前で、岡山市の学校司書をしていた頃だ。当時は学校図書館というと読書指導や利用指導の場と捉えられていた。しかしこの捉え方では学校図書館の意義を把握しかねると考えていて、強い違和感をずっと持っていた。しかし氏の「図書館活動」と「図書館教育」という捉え方に触れて、ようやく自分が目指す学校図書館像を描くことができるのではないかという思いがした。

もちろん市民の会は、氏以外からもいろいろな角度から学びを続けている。教育学者からも学ぶことがある。例えば大田堯氏の「『問』と『答』の間」(初出:教育科学研究会編『教育』1965.10月号、旬報社)という論文では、問いに対して迷ったり回り道をしたりしながら答えにたどり着いたり、新たな問いが生まれたりする、その“間”をいかに充実させるか、といったことが述べられていた。そこに学校図書館のもつ可能性と方向性を考えることができた。そのように様々な角度から市民の会は学びをつづけている。

今回の論考では、学校図書館づくり運動に関わっている市民の思いや願いの一端を紹介したが、それぞれに学びの中から学校図書館の持つ可能性を考え、運動の根底に据えていることが伝わってきた。

論考「第4章」をまとめるにあたって

第4章では1970～2005年までを主として取り上げた。市民の運動の記録は出版されて広く流通していることはほとんどないので、各会の会報や記録を取り寄せたり、実際に関わった人に連絡をしたりした(JLA『図書館年鑑』や「学校図書館を考える会・近畿」の記録、各会の会報、『ぱちわーく』の活用など)。

作業の中でも、記録を残す大切さと活用する意義を痛感した。関係者への聞き取りは時機としてぎりぎりだった。

立場をこえて共有していきたい塩見の視点

1) 塩見が生み出した「図書館づくり」の概念

平仮名で書く「づくり」には、はたらきを創造するという意味合いが込められている。単に蔵書や設備を充実させればよいということではなく、教育活動や子どもの読書活動にどうつながるのかという学校図書館のありようを考えることにつながる

概念だ。

2) 学校図書館づくり運動を教育運動として捉えていること

市民の学校図書館づくり運動を「人を置く運動」という場合があるが、もちろん人を置くことを目的とする運動ではない。主権者として学校教育の充実につながることを目指した運動である。学校図書館の活動は突き詰めていくとどうしても人の問題に突き当たるが、狭く「人を置く」運動と捉えないことが大事だ。

3) 「貧しさが『貧しい』と認識されること」という言葉

これは氏の「図書館づくり住民運動と地方自治」（『図書館づくり運動入門』図書館問題研究会、草土文化、1976、p.215）に出てくる言葉だ。現状が貧しいからといって運動がおこるということではないことが書かれている。学校図書館をめぐる 80 年代後半から 90 年代の動きを論考では振り返ったが、この言葉は図書館づくりだけではなく、学校図書館づくりにも当てはまった。学校司書の実践が明らかになるとともに、学校図書館の現場で目指す目標をもって変革しようという動きが当時あって、市民の運動につながったことを論考では書いた。現在、2014 年の学図法改正で学校司書配置が進んでいる面があるが、一方で貧しさが「貧しい」と認識されにくい状況が生まれているのではないか。

運動が難しくなっている「いま」だからこそ

過去の市民の会の記録を読むと、状況は変わっていても今を考える上で大事なことが記録されていることに気づく。また、氏の著作物、論文、講演録をぜひ読んでほしい。氏の考えを鵜呑みにするのではなく、書かれている内容を踏まえて捉えなおすということが、学ぶ材料になっていくのではないか。

おわりに

学びの材料という意味では、本書第 I 部で語られているエピソードには大変興味深い事柄がたくさん出てくる。私はインタビューを終えてから暫定教科書*の実物を見たり、東村山市立図書館設置条例に関わる当時の図書館づくりの記録**を読んだりした。直接学校図書館に関係ないように思われるかもしれないが、繋がっていることがたくさんあると思う。これらの語られている内容に関する資料を見たり読んだりすることは、現在の社会や教育や図書館がどのようにつられていったのかということを知る手がかりになる。このような意味でも、この本を活用していただけるといいのではないかと考えている。

*暫定教科書（折りたたみ教科書ともいう）については、本書 p.16。筆者は岡山県立岡山朝日高等学校の「創立 110 周年記念同窓会資料館」で実物を見ることができた。同資料館は誰でも入館できる（要事前連絡）。

**東村山市の図書館づくりについては、本書 p.246-247。参考資料として、東村山市立図書館編・発行『文庫を生きる』（1978）および東村山市立図書館編『省りみてそして次の夢へ：本と市民の 20 年』（東村山市教育委員会発行、1995）などがある。前者の第六章「くめがわ電車図書館」の座談会では、図書館問題研究会や『図書館づくり運動入門』も話題にのぼっている。

○質疑・意見

山口源治郎：20 数年前に『『中小都市における公共図書館の運営』の成立とその時代』（オーラルヒストリー研究会、日本図書館協会、1998）でインタビューと解題を書いたが、あの時はすごくエネルギーを使った。インタビューをおこなう聞き手は、語り手よりも同等かそれ以上のいろんな知識を持っていないと実はインタビューはスカスカになってしまう。

塩見氏の学校図書館論の研究なり論及は、こう言った、ああ言った、実践に役に立ったというレベルではなくて、もう少

し深くとらえる必要があるのではないか。私見だが、氏の論は極めて実践的な意味がある。それは単に現場に役立つということ以上に、実践の中から生まれる理論をなんとか引き出したいという努力と、理論を支える実践とはなんなのかという2つの側面を持った実践的学校図書館研究という性格があったのではないか。

その上で、氏の学校司書と司書教諭のあり方の捉え方について。日本の学校図書館職員問題には、ある意味ねじれたような大変複雑な状況があると思うが、氏はいわゆる学図法でいうところの司書教諭をそのまま肯定したのではないだろう。『学校図書館職員論』*という氏の著書があるが、あれは新しい提起だと思っている。何かというと、栄養教諭や養護教諭と同様な教員免許をもっていない学校の中の専門職、それと同じ意味で新しい司書教諭像を提起していると思っている。司書教諭と学校司書のこんがらかっている状況を一つの職種として一本化することを提案したのではないかと思う。そういう提起ではなかったのか、そのところへの意義をどうみているか、ということ執筆担当者に聞きたい。

*『学校図書館職員論：司書教諭と学校司書の協同による新たな学びの創造』（教育史料出版会、2000）

二宮：最終的には一職種だというのは塩見氏も考えていると思う。現実にある法の中の司書教諭と法によらない各自治体に配置された学校司書はそれぞれに歴史を持っていて、それを無視することはできないと氏は話している。それをどうするかという時、2014年の学図法改正時に学校司書という名称が入ったが、配置は自治体の努力義務にとどまった。司書教諭と学校司書の職務に関しては、クリアにしなければならぬことはいっぱいある。塩見氏は、ゆくゆくは新しい専門職像を望まれているということはおっしゃっている。

脇坂さおり：梅本さんの話で「時機としてぎりぎりだった」とあったが、もう少し詳しく聞きたい。

梅本：記録集が残っている場合は手元に取り寄せることがあったが、実際にそこで書かれていることはどういうことだったのかという確認等は当時関わった方たちが高齢だったり亡くなられている方もあり、ぎりぎりだったということ。

高橋恵美子：JLA 学校図書館部会幹事をしている。塩見氏のなされたことは論文等を読めば読むほどスゴイと思うようになった。97年の法改正の頃は全国的に学校司書の実践が盛り上がっていた時期だったが、文科省は司書教諭のことしかやらなかった。2014年には学校司書を法律に位置づけたが、正規でも専門でもなく、ただ自治体に置くことができる（置くよう努めなければならない）という配置でしかなかった。97年の法改正の時もそうだったが、文科省は学校司書を置きたくなかったんだと思う。97年法改正前後のパンフレットを見ると、学校司書がいない内容で、同じ時期に学校図書館ボランティアを立ち上げている。しかも何年間かは学校図書館調査の項目にもなっていない。2014年の法改正では学校司書が入ったものの、条件整備はまったくない。

それで今なにが起きているかという、小中学校には学校司書が広まったが、高校に関しては、全国的に県立高校には正規職員の学校司書が各校1名いたが、退職者がでるとその後は非正規雇用職員で補うということになってきて、今は正規職員がどのくらいいるのかさっぱりわからなくなっている。公共図書館も同じで図書館の自由とかが問題にできるような職員がいなくなっているのではないかと思っている。これは学校図書館の場合も同じではないか。

正規職員であればまだ先生との関係で「学校図書館はこういうところだ」といった考えの違いを訴えて、なんとか乗り越えることができるが、非正規雇用の職員が増えることによってものが言えなくなっている。2014年の調査研究協力者会議報告*で一応学校司書の教育的支援というのは入っているが、それが活かされるような形に果たしてなっているのかどうか。今抱えている問題は本当に大きいと思っている。

*学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議（文科省）

竹市由美子：インタビューをする中で塩見氏からオフレコの依頼は無かったか。今は公表できないというものはなかったか。

氏は公的な立場で長く学校図書館・公共図書館に関わられてこられた。そこから分かったことや知りえたことはたくさんあると思う。今ご年齢を考え、公的な立場にあった方には記録として残さないといけなく、その役割りがあると思う。インタビューで語られたことだけではないと思う。記録として残していることをされているのか。

高木：インタビューではオフレコにしてほしいと依頼されたものは無かった。

3.講演「学校図書館とのおつきあい 50 年—『塩見昇の学校図書館論』上梓にあたって思うこと—」（塩見昇）

学校図書館を専門とする研究者や大学の教員はそんなに多くない。最近は若い研究者が学校図書館に関する内容を書いている論文も見かけるが、学校図書館は何なのかという事を真正面から問いかけてのテーマ設定あるいは勉強がその基本にあることが分かる人はそんなにはいない。学校図書館について論じているものはまだまだ少ないが、本日の前半の報告では私の学校図書館論にはどのような違い、特徴があるかについてそれぞれの観点から幾つかのことを指摘していただいた。

また質疑応答では、特に私の研究に関しては実践と理論の関わりについてのきわめて重要な指摘が会場からもあった。私自身も自分でどう捉えているかということについては触れるべきことと考えている。

インタビューを振り返って

インタビューの中でオフレコの話はなかったかという質問があったが、内容的にそういうものはなかったし、話すべきかどうかで自制したのも余りなかったと思う。問われたことに答えた。問われなかったことに関してはあまり話をしていない。「問われた限り」ということは、それなりに考えて厳密に守りながらこちらも話をした。その中であまり話すと困るだろうとセーブをしたことはなかった。ただ特定の人に関することはどの辺まで言えるか言えないか、どこまで話すことが適切かということはあったかもしれない。

本書では質問の部分はかなり整理して 1～2 行程度になっている。本を作るうえでページ数の関係もありこうなってしまうが、実際は 1 ページくらいにわたる質問があり、それに対して 2～3 ページ分くらいの答えをしていることもけっこうあった。実際には問答のなかで新たな話が出てくる訳で、本書での問いと答えの関連では事実とはニュアンスはちょっと違っていることもあるかもしれない。

改めて時系列に語っている生い立ちの部分（第 I 部 1～3 章）を見てみると、早い頃から図書館とまんざら縁がないわけでもなかったかなということに幾つか気づいた。例えば小学校時代の図書室づくりの提案。文化部の委員長という役をたまたま小学校でやっていたので、本を持ち寄って空いている部屋を使って共同で読めるようにしようと提案した。どこからそんな知恵が入ったか分からないが、少なくともそういう提案を全校集会で文化部長として提案をしたということは、みんながもっと本を読みたいと思っていたという事実があって、そこから結果的に「図書館のようなしくみ」を発想したんだと思う。

しかしそんなに強く図書館で仕事をしたいと思っていたわけではなく、大学卒業後もなんとなく図書館員になった。

怒涛の時代と活動の中から生み出した学校図書館論

私が図書館に入った時期というのは今から思うと本当にいい時期で、いい経験をした。そのことが私の学校図書館論にとっては非常に大きな意味を持っている。

1960 年 4 月に大阪市立図書館に就職した。大学で図書館のことを勉強しはじめたのが 58 年頃で、このころの図書館雑誌を見ると「図書館は沈滞しているか」とあり、図書館の不振が強調されていた時代。そういう暗い時代から図書館界が動き出す時期だが、60 年は今振り返ると日本の公共図書館を主とした図書館運動の大変大きな転機の年だったと思う。

60 年に『図書館雑誌』(54 (9)、1960.9) で有山崧（当時の日本図書館協会事務局長）が「図書館は何をするところか」という論文を書いている。サブタイトルが「国会デモに思う」という極めて図書館雑誌では異色の論文。国

会周辺では安保反対の戦後最大の国民大衆運動が盛り上がっている。国会議事堂をとりまくようにデモが連日起こっている。そういう状況の中で図書館はというと、どこも 8~9 割が受験生の勉強場所ということでおそ安保の風はどこへ行ったという全くの別世界。こういう状況の中で有山さんが「図書館は何をすることか」と問いかけをした。日本図書館協会の事務局長が図書館は何をすることかと雑誌で呼びかけないといけないというのは考えたら妙な話である。まさにそういうことを通して、そこから始まったのが中小レポートというその後の日本の図書館が変わっていききっかけをつくる、いわば自分たちの手で方向を探った作業。これが始まった年である。中小レポートを読むということを私自身も職場でやり始めた。このようなことを図書館員の最初の時代に経験する。

60 年代なかごろ、大阪の図書館が大きく変革していくのを私自身は職員組合の図書館の分会長という立場で一定の関与をする。同時に、私が図書館員としての駆け出しの経験の中で最初に出合った研究団体は図書館問題研究会（図問研）。ここの活動に参加しだして、考えてみたら随分無茶なことをやったと思うが、69 年には図問研の本部事務局を関西、大阪がやる。そのような中で、まだ図書館員として 8~9 年くらいしかキャリアを積んでいない、年齢的にも 30 歳ちょっとくらいの私が事務局長をやることになる。図問研という全国的な図書館運動団体の進行役・推進役の立場に立つ。同時に大阪市の図書館の中で労働組合の立場から図書館発展の方向を探るといって、政策を持った図書館事業を提起し活動していく。

その中で、これは関西で最初と言っていいが、大阪の市民が大阪市立図書館、森耕一さんが始めた天王寺図書館の活動が中心なのだが、市民の立場で新しい図書館の将来を期待するという、大阪における最初の市民運動が生まれてくる。これとどう向き合っていくかという極めて貴重な経験を 69 年、70 年くらいにする。

同時に一方では、全国の図問研という組織で運動を推進していくという立場にたたなければならない。しかもこの時期に突然降ってわいたようにおこったのが図書館法を社会教育法に一本化してはどうかという文部省の一部の大変突出した動き・問題である。図問研の常任委員会としては図書館法をどうみるか検討しなければならない。そこで図書館法についての勉強をしなくてはならない。図書館法をどう守るのか、どう実践するのか、というのが日常の課題となった。これらのことがどーっと出てきたのが 69 年から 70 年。

もう一つは、大阪市民の活動が生まれてきて、それを朝日新聞が社説に取り上げてくれたのがきっかけで大阪市の「一区に一館」という分館づくりが 72 年から具体化するわけだが、そのための準備のような活動が 70 年から始まる。市民の手によって図書館が動くという経験を足元で私自身が体験をした。そして、そういうことを図問研の運動方針・活動方針として全国に提起をしていく、しかもその裏付けになるのは図書館法をどう見るかという問題。こうした大変な問題が 10 年間くらいの間にでてきた。

学校図書館とかかわりを持ったのは、大阪市立図書館から大阪教育大学の教員になった 1971 年。この年は私にとって大きな変化、転機になった。ここで否応なく学校図書館と向き合うことになった。

大阪教育大学は教員養成の大学。この大学の教員にならないかと大教大図書館の天満隆之輔さんに声をかけられ、まったく考えてもいなかったことだったが、たまたまご縁というきっかけというものの上で始まった。私が学校図書館と関わるというのは、本当に何か一つ話が違っていたら絶対にあり得なかった。それから 50 年を経た今、あの時学校図書館に繋がっていくような一つの判断と転機を持たなかったらその後どんな私になっていただろうかと思うと、非常に感慨深いものがある。

公共図書館を捨てたわけでもないし現場を逃げ出したわけでもないが、結果的には大学教員になり、学校図書館について学生に語るなければならなくなった。これが宿命だった。それまでの 10 年間くらいに経験したことを足場にして、71 年から講義を始めた。自分が納得できることを話さなければ学生が興味を持つはずがない。そのためにはそもそも学校図書館とは何かということを私自身がどう考えるか、自分で納得できる部分を持たないことには学生には話せない。しかも学

生に響くものでなければならない。

初年度の学校図書館論の講義を思い出すと身のすくむ思いがするが、その時の裏付けになったものは結局 60 年代に司書として大阪市立図書館で経験したこと。図書館が変わる契機に何があるのか。そこには政策の問題がある。それから、森耕一さんが始めた図書館の活動がきっかけになって図書館に目を開いた市民がものを言い出したこと。「図書館をみんなのものにする会」という運動が始まる。自分のためだけではなく、「みんなのもの」ということを市民が言い出す。そういうことがあって図書館が動き出した。大阪市議会の中で分館をつくらうということが話題になる、そういうことが出てきた。こういう経験がベースにある。

学校図書館は図書館である

学校図書館をどう考えるかという時に、私にとって「図書館である」というのは当たり前のこと。私の学校図書館論は「学校図書館も図書館」ではなく、「学校図書館は図書館」である。「学校図書館は図書館だから、学校の中にあることに意味があるんだ」という論理しか立てようがない。そこから、学校図書館があることによって学校にとってどういう意味のある活動が生まれてくるか。これもやはり図書館は誰が評価をして、どうして図書館が成り立つかを考えることと通じる。市民が図書館に何かを感じるか、何かの可能性を感じ取ってくれるような図書館でなければ、市民は図書館に何も求めもしないし期待も向けない。大阪市立図書館での経験で市民活動との接点を持った、そのところを学校という世界にあてはめてたらどうなるのだろうか。誰が一体学校図書館を必要とするのだろうかと考えていくと、私の場合は学校図書館問題は子どもから始まったのではなく教師から始まった。教師にとってどういう意味のある存在になるべきなのか、なり得るのかとまず考えた。教員養成大学だから、どんな教師を育てるか、教師としての自己形成の中に図書館というものをどう位置付けてくれるように学生たちの前に提示していくのか、こういう道筋の図書館の捉え方しかできなかった。

「学校図書館も図書館」であるという時の図書館とはイコール公共図書館であり、公共図書館におけるたのしみとか貸出とか読書という部分だろう。そこに焦点をあてて、そういうものと学校図書館とは違うというのが、もしあったとするならば、当時の学校図書館論なのだろう。読書指導や図書館を使った授業のあり様というものを誰がやるのか。実際には誰もいなかっただろうが。要は観念の問題として、そういうことをやるのが学校図書館だと言いつつ、そういう実態がほとんどつけれないままに推移した時機があったのだらうと思う。

私に言わせれば「学校図書館も図書館」ではなく、「学校図書館は図書館」だからこそ実は学校に存在する意味を主張することもできるし、そこから図書館に対する期待感とかニーズが生まれてくると考えざるを得なかった。

先ほど私の論に対して実践と理論の関わりに関する指摘をいただいたが、私の場合はどうしても運動とか実践の側面から引き出した経験をどう現実の動きの中にあてはめるかという観点が強いと言える。

1960 年から 70 年代という時期

今振り返ってみると、日本の図書館が一番大きく変化した時期は 50 年代末から 60・70 年代である。それは私自身が図書館に足をいれ、動き出した時期でもあった。この 10 数年は短い期間にでも何かやるとものが動いた。「日本の図書館が変わった」ということを自らの体験として経験した。それはまさに公共図書館とか大学図書館とかという館種の問題ではなく、図書館という仕組みそれ自体がもつもの、人の暮らしとか人が生きたり学んだりするという事の中におけるイメージ。かなり根源的な意味の問題として、自分自身が体験することができた。そして、新しい学校図書館模索の中ではそれを使うか私にはなかった。その点では、それを持つことができたことは非常にありがたい時期の体験だった。71 年から 3～4 年間は学校図書館の授業をすることはゼロからのスタートで非常に苦しかったが、方向性を割合早い段階からもてた。中身ができるのには時間がかかったが。

『教育としての学校図書館』と『日本学校図書館史』

その苦労の中で、学校図書館というものが学校教育の中で成り立つ原点・基本というものを探ることにエネルギーを集

中した時期だった。そういう作業のまとめとして 2 冊の本を 70 年代の模索の中から書き上げたことで、なんとか学校図書館の世界に入ったと自分で納得ができた。学校図書館で仕事ができる足場をもつことが出来たと思う。2 冊の本に盛り込めた内容は 70 年代の悪戦苦闘の中でやったこと。悪戦苦闘をやりながら、一方では学校図書館とは全く関係のない仕事をやっていた。2 頭を追うどころか 3 頭も 4 頭も追った。まさにその格闘の中で、学校図書館の世界に自分なりに身のおさめどころを探り当てることができたという感じがする。2 冊の本とは次の本である。

『教育としての学校図書館 学ぶことの喜びと読む自由の保障のために』 青木書店、1983.1.

『日本学校図書館史』 図書館学体系（5）、全国学校図書館協議会、1986.6.

貧しさが「貧しい」と認識されること

前半の報告（第Ⅱ部 4 章）の中で、「貧しさが『貧しい』と認識されること」*についての話があったが、「貧しさ」の実感とそれへの関与の問題はそう思う。決して事態が貧しいから変革のエネルギーが湧いてくるわけではなく、貧しいという実感を自覚しなければエネルギーは湧いてこない。そういう意味で現状をきちっと明らかにし、分かるようにする努力をし、そのことに気が付けてくれる人たちをいかに広げていくかということからしか次の一步は生まれてこないだろう。そうした問題の設定と考えの進め方というのは、私自身の図書館員として歩みだした最初の体験が大きなベースになっている。その枠を超えて対処のしようもなかったが、そういうものを踏まえつつなんとか支えてきた数十年であったと思う。

*本書 第Ⅱ部第 4 章 7.「市民の学校図書館づくり運動」をめぐる塩見昇の視点（p.529）参照のこと

今直面する学校図書館の重要な問題

今年は丁度学校図書館法（学図法）70 周年にあたる。学図法成立 70 年を契機にして、2 度の法改正（1997 年、2014 年）が質の問題の解決に役に立ったのかどうか、今何をやる必要があるかについて考える意味のある転機の年にする必要がある。学図法の問題は明らかに人の問題であり、今直面する最も重要な問題である。学校図書館の専門職員問題、司書教諭と学校司書との関係をどう整理したらよいか、というあたりについての学図法に根っこをもった話を今年は久しぶりに依頼をされて講演で話をしたり、執筆をしている。*

*・「いま求められる学校図書館専門職員制度—学図法 70 周年を的確な施策の決断の年に—」『ひらこう！学校図書館：第 26 回集会（2023.7）』学校図書館を考える全国連絡会、2023.10.

・「学校図書館法の 70 年：法の成立に込めた願いの具現化を」『こどもと読書』（461）、2023.9、親子読書地域文庫全国連絡会、2023.9.

・学校図書館法 70 周年を「専門・専任・正規」の学校司書配置始動の節目に 『学図研ニュース』No.454、2023.12、p.2-6.

・「学校図書館法 70 周年を懸案課題打開の起点に」『図書館雑誌』117（12）、2023.12、p.734-736.

これまで、法の附則にある「当分の間司書教諭を置かないことができる」という「当分の間」ということで結果的に長いことほっぽり出されてきたことが学校図書館の不振の原因だと専ら言われていた。しかし、そこだけではない。むしろ学図法の構成自身がもともと根本から機能するようになっていなかった。学図法が生まれた時の方に、はるかにはるかに問題の根っこがあった。

そこをもっときっちり言っていけないといけない。せつかく 2014 年に学校司書が法制化されたが、国会は学校司書を専門職員らしいものとして「置くよう努めなければならない」ということだけを決めて、学校司書の配置、資格・養成等の内容について全て検討課題として先に送った。ふられたことは国が責任を持つわけだから、文科省の学校図書館行政が対応しなければいけないのだが、それらしいことをしていない。ここのところを 70 周年の年にはきちっと指摘をし、文科省に学校図書館行政として当然なすべきこと、責任としてやらなければいけないということをどう自覚してもらうか、そういう雰囲気はどうつくっていくかということに今一番の問題があるのではないか。

おわりに

インタビューでは学校図書館という面からの切り口で私自身のこれまでを語ってきた。80 歳後半になり、私自身なりの図書館人としての軌跡を整理することができて大変有難かった。しかし、考えてみれば学校図書館という切り口だけでは収まらない図書館とのつきあいは当然このほかにもいろいろある。何か意味のあることとしてまとめることができるかどうか、そういう余力はないが、そういう世界がやはり残るなあというのを感じさせてくれたというのも、今回のこういう作業の機会をつくっていただいたことの結果だったとも感じている。

4.参加者との意見交換

松尾満里子：1970 年から長崎の県立高校で学校図書館業務にあたってきたが、学校司書って何をする人なのか、長年悩んでいた。当時の勤務校は 0 校時（早朝補習）から 7 校時あり、さらに部活もあった。生徒に「本を読まなくてはいけないよ」と私まで脅迫めいたことは言えなかった。そんな時、塩見氏の本でホレースマンの言葉に出会った。「図書館は、たとえ読まれる以前であっても、人々にもっと知るべき何かがあることを教えることになるう」この言葉に、生徒の身近に良い図書館をつくりたいと思った。また、従来の学校図書館法の解釈からすれば、教員でない私がやれる学校図書館業務は全体の半分でしかない、という壁を感じていた。だから、塩見氏が「図書館活動」と「図書館教育」を分けて考えようと提示してくださった時に、とても救われた気がした。教員と異なる立場での「教育課程の展開に寄与する」ための資料提供。学校司書には学校司書の役割があるということとても心強く思った。今日はその感謝を伝えたくて来た。

齊藤圭一：20 数年前に氏から講義を受けたことが大変懐かしい。本書では日本図書館協会(JLA)の理事長時代のことはあまり話されていないようだ。どうして書かれていないのか聞きたい。また、学校司書モデルカリキュラムについて考えを聞きたい。

塩見：今回は問われたことに答えたのがこの本の内容。私の学校図書館論についての皆さんの関心から出発した作業。ですから JLA の理事長をした時期は 2005 年 5 月から 13 年 5 月の 4 期 8 年。この時期はもう学校図書館について何か新しい発想をしたり、格別何かをしたりしたわけではなく、話題にも採り上げられなかったので話していない。

・JLA 理事長時代と学校図書館

私自身が学校図書館と真正面から格闘して何が何でも自分なりのものを掴まなくては、と頑張った時期というのは 70～80 年代。その中で図書館教育と図書館活動というものの中身と担い手の違いに言及し、当時一般的に言われていた学校図書館論もしくは学校図書館通論のテキストとはかなり違うことをある程度提起をし、学校図書館の基本を考えてみようとする人たちにある種の刺激を与えることができた。自分なりの学校図書館についての考え方の大綱をおおよそつかめたのは 90 年代くらい。私自身は結構いろんなことをやってきた。図書館界の中でのスタートは図問研。それと当然地元なので日図研でも仕事を始めた。図書館の自由に関する宣言の改訂等の問題が始まった 1970 年代の終わりから 80 年代くらいから活動の場が JLA の方に移ってきた。そのあたりになると主要な関心、やらなきゃならない仕事は自由の問題であったり、公立図書館の任務と目標というような図書館政策がらみの問題が主になってきた。大阪教育大学の仕事も、教員養成大学ではあったが改変もあって教員免許状取得が前提でないコースができ、私自身もそちらのほうで生涯教育という観点からの図書館学を専門にするようになった。私の仕事、関心領域のなかで学校図書館との関係は徐々に薄まったというのは正直あった。学図研という研究団体を作るところはかなり中心に関わったが、だんだんウエートから言うと軽くなって JLA の仕事私のメインになってくると、そこでは学校図書館についてはほとんど問題になることはなかった。ただ法改正の関係で学校図書館問題プロジェクトチームの仕事を数年間やった。これで学図法の現代的課題に対する対応については私なりに一つの方向性について示したということで、だいたい JLA における学校図書館の対応はそ

こで終わった。

JLA 理事長になった 2005 年以降はもう大学教員の仕事を終えている。学図法改正問題がでてくれば当然それは協会の役員として対応する必要があるが、正面から向き合うことはなかった。JLA 理事長時代のことはなぜないのかということについては、1 つは問われてないからしゃべっていないということ。それと、私の理事長の時期に JLA の事業の中で学校図書館問題そのものが自分からやらなきゃならないこととしてあった訳ではなかった。

・学校司書モデルカリキュラムについて

学校司書モデルカリキュラムは、学校司書を制度化するという 2014 年の学図法改正の問題が出てきてからのもの。その段階では理事長を辞め、まったくフリーの立場にいた。2014 年法改正について私自身はあまり真正面からの発言はしていない。そういう場を持たなかったので、文科省から求められたこともなかったし、文科省に向かって一図書館人として発言することもしなかった。ただ、2016 年に『学校図書館の教育力を活かす』*という学校図書館関連では最後となる本を出した。2014 年の法改正を受けて、その後の学校図書館のあり様に向けて教育力を活かすことと、14 年法改正の問題が提起したことを正面から応えなければならない文科省がほとんど対応していないという視点から、あの本を書いた。

*『学校図書館の教育力を活かす：学校を変える可能性』（JLA 図書館実践シリーズ 31、日本図書館協会）

その本の中でカリキュラム問題についても少し触れている。カリキュラムでは学校司書はどのような勉強をしてどういう人になるべきかという事に対して、文科省がその参考になるような一つの教育内容の基準というものを示すこと自体はあっていい。しかし、せっかくカリキュラムをつつたのであれば、大学の学校司書養成の中で活用される部分は当然あってしかるべきだと思う。問題はモデルカリキュラムを作る事よりも、そういうことを勉強した人が学校図書館の現場に入ってちゃんと仕事をして、学校図書館が学校教育に生きる存在になるようにすることのほうが、文科省がやらなければならない根本的な問題だ。

しかしその辺については、法改正後の「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」（第 8 回、2016.8.30）にだされた検討資料「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」の中では、どんな司書が学校現場に置かれるべきか等々については人を配置する責任は自治体にあるわけだから、文科省は自治体に向けて言うつもりは無いと明確に言っている。それは国の方針である規制緩和にもどることだと。要は、どうい学校司書を学校現場に置か、どんな勉強をした人がいいのか、どんな条件がいいのか、どんな資格があったらいいのか等々を国が細かく言うことは規制になるという言い方をしている。ある職業に向かってその要件を国が具体的に指し示すのは、生命にかかわる仕事についている人の資格に限って許されることで、それ以外のものについては国はそういうことに一切関知をしない、これは自治体の考えることだ、自治体の意思に任せることが規制緩和という国の根本方針だ、ということを学校図書館のこれからの考える協力者会議の中で文科省は文書で示している。

それについて私は、『学校図書館の教育力を活かす』の中で、それは文科省の「公的責任の放棄」（p.151）だと批判した。規制をすることが行政のやるべきことでなければ、行政は存在する意味がなくなる。行政事務というのは、1 つは人々の公共の福祉や安全や幸せのためにあってはならないことを規制する、まさに規制せよというのは行政の 1 つの大きな柱なわけで、規制をすることと、助成をすることと、それから自ら実施をすること、これが行政事務の内容だ。規制緩和で規制をしないということは、これはもう自分の本務の仕事を放棄するものではないかということを書いた。参照いただきたい。

カリキュラム自身を批判するつもりはないが、モデルカリキュラムで勉強をした人がちゃんと学校現場で働けること。先ほど会場からもあったが、今確かに学校図書館の現場には司書は増えているが、本当に学校司書の仕事をできる人をちゃんと置く形で増えているのではない。どんな支援が必要か等についてはあまり言わず、「とにかく人がいる」ことが先決になっている。要は「何をするために、どうい人々を置くか」ということが非常にあいまいな形で人の置き方だけが進行しているの

が現状。そういう意味では、モデルカリキュラム問題というのはそれだけを切り離してあれこれ評価できる問題ではない。もっと文科省は根本的な責任を果たすことのほうが大事だろうというのが、今の私の考えだ。

先ほどの会場からのやり取りの話と絡めていうと、もともと学図法が 1953 年にできた時に目指したものは、戦後新教育を推進するために学校が大事な拠点をつくる、そのために学校図書館が必要だということ。そして、その学校図書館を整備するための根拠になるものとして法律が必要だということで、学図法の成立を目指した。ところが土壇場になって、成立直前の段階で、当時の文部省は実はあまり学図法を作るつもりは無かった。それに通じた与党サイドの方からの反論があって、1953 年に学図法ができる 3～7 月という時期にどんでん返しのような大きな修正があって、出来上がった法律には理念とか学校図書館が何をするとところかについては書いてあるが、誰がそれをするかという問題については全部抜けてしまった。つまり、学校図書館が機能するようにはもともと出来ていない。

この根本問題は、実は非常にあいまいな状態でずっと続いてきた。だから「学校図書館の専門的職務を掌る」ということで司書教諭をおかなければならないと今の法律はなっているが、その司書教諭は教師として学校に配属された人が充て職として実は任命されるということだから、かぎりなく専任にはなりえない。そういう人が学校図書館の専門的職務を掌ることができるかといったらできっこない。要するに学校図書館の専門的職務は、その中身をやるためには学校図書館の職務に専念する人でなければできない。教師の専門性とは明らかに違う問題。教師の面ももちろん持っていてもいいが、教師の専門性として司書教諭を置くことはもともと法律の中では矛盾していると私は思う。そうではなく、幸い今回の法改正で学校司書の項目（第 6 条）をつくったのだから、学校司書を専門的職務を掌る人にして中身を作っていくべき。そのためには、今の法律でいう「司書教諭は専門的職務を掌る」と書いてあるこの条文（第 5 条）をどうするかということが課題になる。無くしてしまえばすっきりするが、やはり教師の中で司書教諭として自負をもって頑張っている人もいる。できる条件があればいくらかかできる。できる条件はどこにあるかという、例えば学校経営の問題として「うちの学校は図書館を軸にした教育を学校教育全体の中に据えてやっていくんだ」というふうに、校長が指導性を発揮して教員の総数の中から一人を、「他の仕事は皆でカバーするから司書教諭として学校図書館の仕事に専念してやってくれ」として配置をすればできないことはない。算数、国語を教える代わりに学校図書館の専門的職務をその人に専念してやってもらうこと。そういうことをやっても良いと言う人がいることが一つの条件。個人がやりたいということだけではできない。校長を中心として、学校全体が学校の方針として整備することが成り立った時にはできないわけではない。

今全国で 4 万ほど学校があるが、こういう学校がないとは言わない。例えば、西宮市の澤利政さんが校長をやった学校は限りなく専任に近い形で一人二人の先生が学校図書館の仕事をした。そういう学校経営を校長が先に立っておやりになったからある程度できた。全国 SLA は澤さんがやった兵庫県西宮市の学校をモデルにして「これが司書教諭だ」とものを言う時はだしているが、こんなものは 4 万の学校の中の指を折って数えることができる程度のもの。他の学校で成り立つわけがない。そうではなくて、そういう人が要ということが事実であればそれを前提としながらも、それは教師の仕事とは違うのだ、教師がやる問題ではなく、学校図書館の専門家がやる仕事だと区別をする。そういう学校図書館員がすぐに今の日本の学校の中で仕事ができるかという、やっぱり学校というのは何と言っても教員社会だから教員ではない専門家が学校の中で仕事をするというのはそう尋常のことではない。

今学校にはスクールカウンセラー等はいるものの、教員ではない専門家がもっと参加して協働しておこなう学校というのは、文科省もある時期かなり強調して言っていた。確かに学校というのは経営が必要な世界だと思う。そういう中で学校図書館の司書が学校図書館の専門的職務を掌る人として仕事をしていこうとすると、その人個人が頑張るだけではなかなかスムーズにはいかない。そういう学校図書館を活かして学校教育自身をどう充実させていくかということを考えると、やはり専門家が必要。私は新たな司書教諭の職務としてそれを考えたらどうかと思う。今の司書教諭にはむしろ教員の専門性に準拠して足場を据えた学校図書館の機能を学校の中に活かしていくという役割をつくっていく。主任とか学校の中

の校務分掌があるが、そういう中の1つとして図書館教育担当教員みたいなものを、これまで司書教諭を本気でしたいと思っていた人にはむしろそういう世界をつかってやる。学校司書が新たな専門家として学校の中で仕事ができるようにサポートする、協力をするという連携関係をやっていくという事が、今の仕組みや制度を前提にして考えるとすれば良い方法ではないか。JLAの学校図書館プロジェクトチームの座長として私がまとめた文章以来、この10数年、司書教諭と学校司書の関係、あり方について私が考えたのはそういう中身である。

文科省はこのへんで「学校図書館の専門的職務は今の司書教諭には無理です」と言うべきだと思う。法律を所管しているところとしては毎年金を使って司書教諭の講習をしているので、「あれは本当に仕事のできる人ではありません」ということはなかなか言えないというのは分かるが、しかしまあいい加減そういう誤魔化しを重ねていくことはどこかで線をひかないと、学校司書を専門家にすることの足を引っ張ることになる。そういうことはなかなか尋常では理解しにくいことだが、人が学校図書館問題はわかりにくいという時のポイントはそこある。そこに根っこがあるので、大事な法律だがこれは機能する法律ではないということちゃんと認めて、そこからの転換というか蘇生というか、それを考える年として出発すべきではないだろうかというのが、記念すべき学図法70周年の今年に私が言ってきたことの真意である。

5.おわりに（土居陽子）

前半に報告したことは、氏へインタビューをする中で私たちが考えたり学んだりしたことのほんの一部でしかない。インタビューでの氏の話は汲めどもつきぬ泉のようで、私たちはそれぞれに納得したり、共鳴したり、新しい発見があったりと楽しい時間だった。どこに感じて何を学ぶかはグループの中でもそれぞれ違って、だからインタビューの内容はできれば全部伝えたいと思った。読んでくださった方もきっと私たちとは違った感じ方をしたり、私たちが気づかない学びをされるだろうと思う。なので氏の話はできるだけ端折ることなくインタビューの雰囲気や伝わるような記録にしたいと話合った。それで500ページを越える本になってしまった。どこを減らすかという、私たちの質問を減らすしかなかった。

好きなように読んでくださり、生の氏を感じてくれたら嬉しい。私たちはこの会のことを「ソルトの会」と呼んできた。この本がこの先の教育の中で、学校図書館を考える「塩」（塩見の塩。ソルト）になることを期待している。今学校図書館は混とんの中にある。むしろ歴史の中から学ぶことが大切だから、なおこの本が値打ちが出ないかなと思っている。

* 当日、出席者に『塩見昇の学校図書館論』固有名詞索引（塩見昇氏作成）を配布した。

●参加者アンケートより

○大変有意義な会だったと思います。私自身の学校図書館での実践、また考えてきた中で塩見先生の理論がいかに大きかったかと改めて実感いたしました。

○本ができるまでのお話をうかがうことができ、本の内容、構成を理解するきっかけとなった。司書教諭と学校司書について学ぶことができました。ありがとうございました。

○塩見先生のお話はとても力強く、「今語らねば!」の思いを感じました。研究グループの会でしたが、市民活動者にもよく伝わりました。社会の流れの中で、図書館を利用することが少なくなっていることも多い中、基本的なことがインタビューによってつづられていて、残されるべき本だと思います。多くの人の手にとられることを望みます。子どもの気づきに大切な部分は永続的につづき、大切なことだと思います。

○久しぶりに塩見先生のお話を聞きました。毎日の現場での悩みというか、常にあるものを側に置きながら、聞いていると、まだまだ自分の考えが浅く、知らなければならないことが多いと思いました。そしてもっとたくさんの人と真剣に学校図書館のはなしをしたい。最後のほうの塩見先生の話はもっともだと思った。先生が言う司書教諭に適した先生はいるが、その人はほかの仕事もできて、ひき抜かれる。先生にゆとりがあればと思う。

○「オーラルヒストリー」「質的研究」について考えるのに参考になりました。

○なかなか手を出しにくい本と感じていたが、多様な点から読み深めることができる本であることがわかりました。ぜひ勉強会のようなことをしてみたいと考えます。

○やはり学校図書館は「人」の問題につきると思う。「人」が職業として成り立つためには専門性をきわめ、一人一校専任で正規職員であることが望ましい。学校司書制度を確立するためには現場の実践、周囲の支持が必要だと思う。

(文責：高木享子)